

神河町いじめ防止基本方針

平成29年9月改定

神河町教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

2 いじめの定義

3 いじめの理解

4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

5 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向と、学校・家庭・地域社会の基本的な役割

第3 いじめの防止等に関する神河町の施策

1 いじめの防止等に関する組織

2 未然防止

3 早期発見

4 早期対応

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

6 家庭や地域社会との連携

7 関係機関との連携

第4 いじめの防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

2 未然防止

3 早期発見

4 早期対応

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

6 家庭や地域社会との連携

7 関係機関との連携

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

2 教育委員会又は学校による調査

3 再調査及び結果を踏まえた措置

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

2 総合的な検証

はじめに

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめ問題が深刻な課題となっている。家庭や地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能が低下しているという指摘もある。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。さらに、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめ問題の解決を図るために、学校、家庭、地域は互いに連携協力して、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。

当町では、いじめの問題の克服をめざし、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは絶対に許されない」という認識の下、継続的に「いじめ追放・仲間づくり」に取り組んできた。さらに、「教育は未来の担い手を育む、学校・家庭・地域社会の協働の営み」と位置づけ、「はぐくもう子供の夢、高めあおう神河の教育」を基調に、「魅力ある神河の教育創造プラン」による教育施策の計画的な展開を図ってきたところである。その一環として、幼小中連携事業を通して学力の向上と人間関係力の育成を図る中で、いじめの克服に向けた取組を推進してきた。

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、国と学校にいじめ防止基本方針の策定が義務付けられた。また、法第12条では、地方公共団体に対して、その地域の実情に応じた、いじめの防止等の対策のための基本的な方針の策定が求められた。

そこで、これまでの当町におけるいじめの問題への取組を再度見直し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「神河町いじめ防止基本方針」を平成26年9月に策定した。これに基づき、学校・家庭・地域社会を含めた町民総がかりでいじめの克服に向け、強い決意を持って取り組んできた。

兵庫県においては、いじめ防止等の検証及び見直しを行い、平成29年3月に「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定を実施した。当町においても、「神河町いじめ防止基本方針」を見直し改定するものである。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 1 いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、全ての大人や児童生徒がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。
- 3 いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、町・学校・家庭・地域社会その他の関係者の連携の下、町民総がかりでいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

第2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの問題の克服に向けた基本的な姿勢

子供たちが未来への明るい希望を抱き、心身ともに健康で豊かな人間性を備えて成長していくことは、私たち大人にとって普遍の願いである。したがって、私たち大人は、子供たちにとって安全安心な学びの場と、心の居場所となる心安らぐ生活の場を提供することが重要である。その中で、子供たちは、学習活動をはじめとして様々な活動を通し、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけ、いじめの問題をはじめ様々な課題を乗り越える力を獲得するものである。そのために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を強く認識し、一体となり、子供たちの健全な成長のために取り組むことが大切である。

そして、学校は、教職員の熱い情熱と、学校長の強いリーダーシップの下、家庭や地域社会との連携の中核となり、いじめの問題の克服に向けた取組を進めなければならない。

また、教育委員会は、いじめの問題を克服するために、町長部局や警察等専門機関と連携を密にしながら、学校・家庭・地域社会を支援する取組を行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、法第2条に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、いじめを受けた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応を取ることが大切である。

3 いじめの理解

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われている問題である。
- (7) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (8) いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (9) いじめは、暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
- (10) いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者あるいは、信頼できる大人に相談できる者への転換を促すことが重要である。

4 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 小学校低学年

- ア 「人として行ってはいけないこと」の理解や集団のルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎を形成する。
- イ 自然への畏怖や美しいものに感動する心を持つなどの感性を涵養する。
- ウ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で相手に接する態度を身につけさせる。
- エ オンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合があることを考えさせる。

(2) 小学校高学年

- ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。
- イ 集団における役割の自覚や主体的な責任意識を育成する。
- ウ 公德心を持って法や決まりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を育てる。
- エ インターネット上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれる危険性があることを理解させるなどの、情報モラル基礎を培う。

(3) 中学校

- ア 自己を見つめ、その向上を図るなど人間としての在り方や生き方に関する思考を育む。
- イ 相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しい判断した行動をとれる態度を身につける。
- ウ インターネットの光と影の部分疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせる。

5 いじめの問題の克服に向けた基本的な方向と、学校・家庭・地域社会の基本的な役割

いじめの問題の克服に向けては、教育委員会が首長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、その前面に立ち、学校と一体となって取り組んでいく。

また、克服に向けた基盤として、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して児童生徒一人一人の人的成長を促すことが重要である。特に学校においては、全ての教育活動を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な方向を、「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とし、それぞれにおける学校、家庭、地域の役割を示した。

(1) 自分で判断し行動できる児童生徒の育成

～個の成長～

ア 学校の役割

- ①児童生徒が、主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感が得られるように教育活動をすすめる中で、学校生活に適応し、自己を生かし主体的に生きていくことができるよう指導・援助する。
- ②学級活動、児童会、生徒会活動等を通して、いじめ防止やSNS等の使用のルールづくりについて自ら考え、実行させる。
- ③教職員が児童生徒一人一人について理解を深め、日常の望ましい生活態度の形成をはじめとして、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

イ 家庭の役割

- ①家族の愛情に包まれることが、児童生徒の自立を堅固なものとし他者への思いやりを持ち、調和の取れた人間関係を形成する上で重要であることを認識させる。
- ②一人一人の子どもの個性をかけがえのないものとして尊重し、得意とする分野を伸ばし、主体的な生き方を身につけさせる家庭教育をすすめる。
- ③家族そろって地域の行事等に積極的に参加することによって、先輩や友人、年少の子どもたちとの触れ合いを通して人間関係を結ぶ力を育成する。

ウ 地域の役割

- ①子どものしつけや育ちに悩みを抱え、孤立しがちな保護者に寄り添い、その不安や孤立感を和らげる活動に取り組む。
- ②学校教育の場に自身の経験や技能を提供するなど「地域の子どもは地域で守り地域で育てる」という教育支援機能の活性化を図る。

(2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする

～豊かな人間関係～

ア 学校の役割

- ①互いに思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることを児童生徒に十分理解させる。
- ②教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識の醸成に努める。
- ③教職員は心のゆとりを持って子どもに寄り添い、暴力を許さず、生命や人権を尊重する心を育む教育を推進する。
- ④児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を進め、インクルーシブ教育を推進する。

イ 家庭の役割

- ①幼児期から親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。
- ②基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教える。

ウ 地域の役割

- ①児童生徒に、自分も共同社会の一員であるという市民意識と社会の形成者としての資質を育成する。
- ②学校以外の人間関係の中で遊びや活動を通して、人間としてのあり方・生き方を学ぶ機会造りに努め、児童生徒の自己有用感を育む取組を活性化させる。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む

～組織的な取組～

ア 学校の役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、教職員の対応能力の向上に努める
- ②教育相談体制を充実させるとともに、いじめが疑われる情報があった場合は、その情報を共有し、速やかに対応する。
- ③学校・家庭・地域が相互に連携を密にし、外部人材の積極的活用等により、いじめの解決に努めるとともに、解決したと思われた後も見守りを継続し、定期的な情報交換に努める。

イ 家庭の役割

- ①子どもが悩み等を打ち明けられる雰囲気作りなど、子どもの変化に気づくことができる親子関係を築く。
- ②我が子がいじめの被害者になった場合は、全力で守り、我が子がいじめに関わったときは、相手の子どもの立場に立ってどうしていくべきかを我が子と共に考える。

ウ 地域の役割

- ①PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する
- ②自治会・女性部・老人クラブ・PTA等の地域団体による子育て支援活動の活性化を図る。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める

～いじめ問題への理解～

ア 学校の役割

- ①複雑化、多様化するいじめの現状やいじめ防止等に向けた取組の重要性について、校内対応マニュアルの作成や活用を通して教職員が共通理解した上で、児童生徒の指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

イ 家庭の役割

- ①保護者向け啓発資料等を活用し、いじめが重大な人権侵害であることや保護者の姿勢が我が子に与える影響について深く認識する。
- ②学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットやスマートフォン・携帯電話などの使用時間や使用方法等について、家庭でルール作りを行い、実行する。

ウ 地域の役割

- ①学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人者会のありようも含め多様ないじめ問題をもたらす影響について理解する。

第3 いじめの防止等に関する神河町の施策

1 いじめの防止等に関する組織

当町では、平成17年度から、生徒指導上の困難な事案に対して関係機関が連携して対応できる体制を整えてきた。学校・保護者・福祉部局・療育機関・子ども家庭センター等協力体制を構築し、いじめの問題の克服に向けた取組を進めるものとする。

2 未然防止

(1) 心の教育の充実

ア 人間としてよりよく生きようとする力を高める道徳教育の推進

体験的・実践的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭、地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的实践力を育成する。

イ 自立と共生する人権教育の推進

異校種間の連携の下、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人一人を大切にす教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意識を高める。

ウ 幼児教育の充実

就学前の段階から、思いやりの気持ちを芽生えさせながら、相手の気持ちを大切にし、行動する力を育む。

(2) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進

ア 学級活動や児童会・生徒会活動、学校行事等の望ましい集団活動や体験的な活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、自己の生き方について考えを深め、集団の

一員として自己を生かす能力を養う。

イ 学級活動、児童会・生徒会活動等において、いじめの防止や互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、スマートフォン・携帯電話の使用に関するルールをつくる活動など、児童生徒が自分たちで考え実行する主体的な取組を通じて、いじめを許さない学級、学校づくりを促進する。

(3) 体験活動の充実

環境体験事業（小3）自然学校（小5）、青少年芸術体験事業（中1）トライやる・ウィーク（中2）、連合小学校行事等の体験活動、町内全児童スキー教室を推進し、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育む。また、異校種間の連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性を養うよう努める。

(4) 芸術・文化活動の充実

芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、美しいものに感動する心を育てる。また、児童生徒の自主的・自発的な芸術・文化活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、感性を高め、豊かな情操を養うよう努める。

(5) 自尊感情・自己有用感の育成

健全な自尊心を育成し、自尊感情や自己有用感を高めるために、各関係機関の実践研究を取り入れる。

(6) 幼小中連携教育の推進

当町が策定している「神河町の教育」に基づいた幼少連携の推進、小中連携事業の展開を通して校種間の連携に努め、各校種間相互理解に基づくスムーズな接続の実現を図るとともに、児童生徒の発育の適時性と連続性を重視した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の育成に取り組む。

学力の向上と人間関係力の育成は、児童生徒の居場所づくりや絆づくりに直結するものである。これらは一人一人の児童生徒に、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認めあえる人間関係、学級・学校風土を児童生徒自らがつくり出していく力を育てていく。

(7) わかる授業の推進

学校生活の中で一番長いのは授業の時間である。学力に対する自信のなさや不安等勉強にまつわる嫌な出来事は、児童生徒にとって大きなストレスの要因となっている。そこで、いじめや生徒指導上の諸問題の未然防止のために、当町が取り組む学力の向上を目指した授業改善を通して、全ての児童生徒が参加・活躍できるわかる授業づくりを進める。

ストレスとストレッサー

児童生徒にストレスをもたらす最大のストレッサーは

- ① 友人関係にまつわる嫌な出来事
- ② 人に負けたくないという過度な競争意識
- ③ 勉強にまつわる嫌な出来事

(国立教育政策研究所「いじめ追跡調査 2007-2009」平成22年発行)

ストレスとはストレス症状(いらいら感、無気力感等)を指す用語で、それをもたらす要因となるものをストレッサーと表現します。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」平成25年11月発行)

(8) 教職員の研修の充実

ア 全ての教職員は、児童生徒の人格形成に深く関わる者として、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力等を高める必要がある。また、いじめの問題に対しても的確に対応できる知識・技能を身につけることが重要である。そこで、カウンセラーを講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、初任者研修・中堅教諭等資質向上研修・生徒指導担当教員等研修・管理職研修など段階別研修を実施し、保護者や地域社会の人々の期待に応えられる実践的指導力の向上に努める。

イ いじめを生まない土壌形成や対応能力向上のための研修を進めるとともに、いじめの未然防止を目的とした人間力を高めるスキル学習を行うワークショップや人権意識を高める研修会を開催する。

(9) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒用教材や保護者向け資料、教職員用マニュアルの活用と地域向け資料の配布等を通して、児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報や啓発活動を行う。また、いじめに係る法令および相談制度・救済制度等について、児童生徒、保護者、教職員、地域社会への周知を図る。

(10) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

事務作業や会議の効率化等を一層進めるなど勤務時間の適正化を図ることにより、教職員がゆとりを持って児童生徒と関わる時間を確保し、一人一人の児童生徒の状況や学級集団等の様子を日常的に把握するなど、いじめの防止等に適切に取り組む体制を整備する。

3 早期発見

(1) 学校における相談体制の整備

中学校及び関係小学校にスクールカウンセラー等を配置・中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し相談体制を整備し、児童生徒や保護者の悩みをいち早く察知し、いじめの早期発見に役立てる。

(2) 相談窓口の整備

教育相談の窓口として、神河町教育課に窓口を設置し、該当児童生徒に関する教育相談（いじめや不登校・問題行動・発達における悩み）を一元的に受け付ける体制を整え、必要に応じて専門機関等が継続して支援を行う。さらに相談内容によっては、学校や医療・福祉等の関係機関と機能的に連携を行える体制を整備する。

(3) 学校における実態調査

学期に1回のアンケート調査と教育相談を実施し、児童生徒の実態の把握に努めるとともに、学校が組織体になり担任や養護教諭とスクールカウンセラー等の連携を進め、児童生徒が発信するSOSをいち早く察知できるように取り組む。

4 早期対応

(1) いじめの認知

教育委員会は、学校との定期的な情報交換により、情報共有やいじめ認知件数の把握を行う。また、いじめが発生した場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、関係機関と連携する。

(2) 問題解決に向けた専門家の派遣

教育委員会は、当該いじめ事案の解消に向けて関係機関と連携し、専門的・多面的支援を学校に対して行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) ネットトラブル・有害情報対策

児童生徒や教職員、保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について、学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用など情報モラル教育を推進する。

また、インターネット環境を第一義的に管理する立場にある保護者には関係機関が作成している啓発資料の配布による情報提供と、教育講演会やオープンスクール等を利用してネットトラブル対策講座を実施し、児童生徒を取り巻くネット環境の現状や、家庭においてツールの使

用時間や活用方法のルールづくりや実行することの大切さを周知する。

6 家庭や地域社会との連携

学校と家庭、地域社会の連携促進を図るため、学校評議員制度の活用を行い学校・家庭・地域社会が一体となりいじめの問題に取り組めるよう、啓発を進める。

(1) 学校評議員制度の活用

学校評議員制度の一層の活用・充実を図り、学校教育への参画・協働をより踏み込んだものにするとともに、学校教育を地域社会が支える仕組みを再構築し、地域の学校であるという意識を持ち、子供たちには地域の一員としての意識を高める取組を推進する。また、各学校のいじめの防止等の取組が効果的に進められているかどうかを評価し、取組の一層の充実に資する提言等を行う。

7 関係機関との連携

(1) 学校等間の連携

保育所・幼稚園と小学校間、また、小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな児童生徒や発達障害等の特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

特に、中学校においては、各小学校の指導内容等について情報交換を行った上で、一貫した指導体制づくりを行う。

(2) 関係機関との連携

教育委員会は、必要に応じて関係機関と連携しいじめの防止等の対策が行われるようにする。

(3) 情報共有体制の充実

教育委員会は、学校と警察やこども家庭センター等との適切な連携を図るため、情報共有体制を充実させる。

第4 いじめの防止等に関する学校の取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定と校内組織の設置

各学校は、国や県、町の基本方針を参酌して、自校の実情に応じたいじめの防止等の基本的な方向や対策の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めなければならない。

(1) 学校いじめ防止基本方針

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容につ

いて実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。

また、ホームページ等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すP D C Aサイクルを盛り込む。

(2) いじめ対応等の校内組織

いじめ問題への対応については、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であるため、その中核となる校内組織を設置する。この校内組織については、校務分掌に位置づけするとともに、児童生徒及び保護者に対してその存在を示し、実効ある組織とする。

ア 構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当、人権教育担当、学年担当、養護教諭、スクールカウンセラーなどその他必要な関係者

イ 具体的役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- (イ) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (ウ) 実態把握や情報収集を目的とした取組
- (エ) いじめが生じた際の迅速かつ組織的な対応
- (オ) いじめ事案の事実関係を調査する母体
- (カ) 保護者や地域社会への情報提供
- (キ) いじめの防止等についてのP D C Aサイクルによる検証、改善等

2 未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

また、いじめ問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり取組を推進する。

(1) 学校の全教育活動を通じた豊かな心の育成

未来を担う児童生徒に、希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育てる。この推進にあたっては、人間愛に満ちた一貫した取組を進め、豊かな体験活動や道徳教育の要となる「道徳の時間」を充実させることが重要である。

また、自他の大切さを認め合い尊重しあう態度を養うとともに、コミュニケーション能力を

高めるなど、自己の能力を生かした社会的自立の基礎を育む。

(2) 自尊感情・自己有用感の育成

家庭や地域の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供する。さらに、児童生徒の自己有用感の高揚を図るとともに、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け、児童生徒の自己肯定感を高め、健全な自尊感情を形成するよう努める。

(3) 確かな学力の育成

- ア 学習指導要領に基づき、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。
- イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」の展開を推進する。そのために、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、ICT機器やデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、個の能力・特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。
- ウ 体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、学習の基礎を構築する。

(4) 幼小中連携教育

これまで行ってきた幼小中連携事業を踏まえて、幼小中学校の教職員の協働により、適時性を踏まえた系統的・継続的な指導を通して、「学力の向上」と「人間関係力の育成」を図る。また、地域資源を教育活動に結びつけ、地域社会で子供たちを育成する取組を進める。

(5) 校内研修の充実

「いじめ対応マニュアル」や各校のいじめ防止基本方針を活用した校内研修やいじめの事例研究、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用により、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、スクールカウンセラー等による研修を実施し、児童生徒理解を深める。

なお、体罰は、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰」（兵庫県教育委員会作成）等を活用した研修を実施する。

3 早期発見

いじめ問題については、早期発見が、早期の解決につながる。そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、いつでもいじめが起こり得るという前提を教職員間共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、ささいな言動から、心の叫びを敏感に感じ取れるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

(2) 児童生徒の実態把握

学期に1回のアンケート調査と教育相談や、子どもを語る会、個人ノート・生活ノート・日記、家庭訪問等を通して、日常的に児童生徒の様子を把握するとともに、養護教諭等やスクールカウンセラー等との連携を綿密にし、いじめの兆候をいち早く察知する取組を進める。

なお、アンケート調査については、各校の状況に応じて記名式や無記名式を選択もしくは併用するなど、記入しやすい環境を整えて実施する。

(3) 相談しやすい環境づくり

ア スクールカウンセラー等と連携しカウンセリングルームを充実させるとともに、保健室等を活用し、児童生徒が心を開いて相談しやすい環境を整備する。

イ 訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聴き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。

ウ 周囲の児童生徒の訴えについては、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。また、その訴えを受け止めた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。

エ 保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分理解し、対応する。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、これを軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

そこで、いじめの情報を得た時には、学校長は、迅速にいじめ対応チームを招集し、以下の点に留意して組織的に対応する。

(1) 正確な事実把握

ア 当事者双方及び周りの児童生徒から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。

イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針の決定

- ア 指導のねらいを明らかにする
- イ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
- エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。

(3) 児童生徒への指導・支援

- ア いじめを受けた児童生徒や、情報を提供した児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- イ いじめを行った児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは、決して許されない行為である」という厳しい指導を行うとともに、その子の成長につながるような働きかけを行う。
- ウ いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒との関係修復の場を設定する。
- エ 当事者間だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。
- オ 「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す指導を行う。

(4) 保護者との連携

- ア 直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う。
- イ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ウ 家庭での指導の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

- ア スクールカウンセラーや教育委員会等での相談を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。
- イ いじめを受けた児童生徒の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。
- ウ 心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。
- エ 関係児童生徒や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。
- オ いじめを行った児童生徒の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

教職員は、インターネットや携帯電話等の特殊性による危険性（匿名性、被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについてSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等の最新の動向を把握し、インターネットの正しい活用法などの情報モラル教育に関する指導力の向上を図る。

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において、スマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組によ

り、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用することが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、学校におけるルールを共有することが重要である。

さらに、学校は、保護者と連携し、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童生徒が発するSOSを見逃すことなく、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童生徒からの聴き取り・書き込み画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

6 家庭や地域社会との連携

(1) 家庭や地域社会への啓発

保護者会や地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ防止基本方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。また、いじめの問題性や家庭教育の大切さについて理解の促進を図る。また、保護者研修会やホームページ、学校だより等により相談窓口や連絡体制の周知を図る。

(2) 家庭や地域社会からの協力

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談できるよう、PTAや地域団体とのネットワークづくりを行うとともに、地域における「子ども見守り活動」や各種団体と協力体制を構築する。

7 関係機関との連携

(1) 警察との連携

管理職や生徒指導担当教員等を中心に、地域の交番等において日頃から学校や地域の状況の情報交換を行う。また、刑罰法規に抵触するいじめや児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされている場合については、早期に警察に通報するとともにこども家庭センター等の協力を得る。

(2) 福祉機関との連携

いじめの問題の背景として養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、健康福祉課・住民生活課、子ども家庭センターや民生委員、児童委員等の協力を得る。

(3) 法務局との連携

「こどもの人権110番」をはじめ、法務局人権相談窓口等の周知を図り連携する。

(4) スクールソーシャルワーカー・医療機関との連携

いじめを受けた児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的にスクールソーシャル

ワーカー・学校医や医療機関との連携を強化し、専門的・多角的な支援を行う。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

心身又は財産に重大な被害とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席するとは

- ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※なお、重大事態への対応にあつては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申し立てがあつたときは、適切かつ真摯に対応することとする。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の報告

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

(2) 調査主体について

学校から重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、その事案についてどのような調査を行うか、どのような調査組織とするかについて判断する。

(3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事案の態様に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

イ 教育委員会が主体となる場合

当該いじめ事案の態様によって、外部の専門機関からの推薦により参加を得て、当該調査の公平

性・中立性を確保する。

(4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしかりと向き合う姿勢が重要である。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について神河町個人情報保護条例を踏まえたうえで、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について町長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

3 再調査及び結果を踏まえた措置

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

組織については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、外部の専門機関からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、神河町個人情報保護条例を踏まえ

た上で、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生予防のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、町長は、その結果を町議会に報告しなければならない。

第6 いじめの防止等の検証及び見直し

1 実施状況の報告

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、神河町教育委員会に実施状況を報告した上で必要な見直しをする。

2 総合的な検証

この基本方針については、神河町教育委員会が中心となって総合的な検証を行い、その調査結果に基づき必要な見直しを行う。